(趣旨)

第1条 この要領は、南あわじ市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」 という。)の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の許可)

- 第2条 子ども・子育て会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名、住所を申請し、 会長の許可を受けなければならない。
- 2 子ども・子育て会議開会の当日に、会場にて開会予定時刻 30 分前から先着順に 受付けるものとする。
- 3 傍聴の許可を受けた者(以下「傍聴人」という。)は、傍聴章の交付を受けて傍聴し、傍聴を終えて退場するときは傍聴章を返却しなければならない。
- 4 傍聴章は、交付当日に限り有効とする。

(傍聴人の定員)

第3条 子ども・子育て会議の傍聴席の定員は10人とする。

(傍聴席に入ることができない者)

- 第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない.
 - (1) 酒気を帯びていると認められる者
 - (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
 - (3) はち巻き、腕章又はゼッケンを着用し、若しくは旗又はのぼり等を掲出している者
 - (4) その他円滑な議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の順守事項)

- 第5条 傍聴人は、次に掲げる事項を順守しなければならない。
 - (1) みだりに傍聴席を離れたり、不体裁な行為をしたりしないこと。
 - (2) 子ども・子育て会議での言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
 - (3) 携帯電話等を持っている場合は、スイッチを切るなど呼び出し音が鳴らないようにすること。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような言動をしないこと。 (撮影等の禁止)
- 第6条 傍聴人は、子ども・子育て会議において、写真撮影、録画、録音、通信等 をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た者は、この限りではない。 (傍聴人の退場)
- 第7条 傍聴人は、子ども・子育て会議が非公開とする議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴人がこの要領に違反したときは、会長は当該傍聴人を制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

附則

この要領は、平成 25 年 11 月 26 日から施行する。

傍 聴 整 理 簿

第 回南あわじ市子ども・子育て会議

平成 年 月 日

定員10人

番号	氏 名	住所	章の返却
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
1 0			

(傍聴章)

南あわじ市子ども・子育て会議

傍聴章

平成 年 月 日 <u>No.</u>